

30 保第 1250 号
平成 31 年 3 月 14 日

各社会福祉施設等設置者 様

愛媛県保健福祉部長
(公 印 省 略)

「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（通知）

このことについて、厚生労働省各内部部局長あて別添のとおり同省健康局長から通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、同通知の趣旨を踏まえつつ、望まれない受動喫煙を防止するための取組みを進めていただきますようお願いいたします。